

居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 よい子の広場福祉会が開設する居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム（以下「事業所」という）は、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法の理念に基づき、利用者が居宅において その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な介護支援事業サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 当事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を送れるよう支援する。

2. 当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス業者、他の介護保険施設、介護老人福祉施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮に努める。提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び住所は、次のとおりとする。

(1) 名 称 居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム

(2) 所在地 姫路市書写 6 3 4 番地 1 9 8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 人

常勤にて専ら事業所の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1 人以上（常勤）

介護支援サービス計画の作成等を行う。介護支援専門員一人当たりの担当利用者数は 45 未満とする。指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3 分の 1 を乗じた件数に加えることとする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業時間は次のとおりとする。

(1) 月曜日から土曜日まで。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までの日を除く。

(2) 営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、姫路市内（家島町を除く）とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 居宅介護支援の提供の方法・内容・利用料は、次のとおりとする。

(1) 提供の方法

- ① 利用者の要望により居宅サービス計画を作成し、利用者又は家族に提示、説明を行う。
- ② 関係行政機関及び利用を希望するサービス事業者との連絡調整のほか、必要に応じ、介護保険施設等への紹介を行う。
- ③ 課題分析票は次に掲げる方式を採用する。
ア. MDS-HC 方式
イ. 居宅サービス計画ガイドライン
- ④ 介護支援専門員は、課題分析を行うに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- ⑤ 利用者の希望に応じてサービス提供記録を開示する。
- ⑥ 利用者は、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能である。
- ⑦ 利用者は、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。

(2) 提供する内容は、包括的自立支援プログラムを使用するものとする。

- ① 利用者への姫路市及び周辺地域における指定居宅サービス事業者等に関する適切な情報提供。
- ② 利用者の状態把握。
- ③ 指定居宅サービス等の種類や内容を定めた居宅サービス計画の作成。
- ④ 居宅サービス計画作成後の継続的な進行管理、必要に応じた居宅サービス計画の変更。
- ⑤ 指定居宅サービス等の提供が確保されるよう事業者、その他の関係者及び介護保険施設等との連絡・調整・便宜供与。
- ⑥ 利用者が介護保険施設への入院又は入所を要する場合は、希望する介護保険施設への連絡・調整・紹介その他の便宜供与。

(3) 利用料

利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(4) その他の費用の額

通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、下記の額を徴収する。

- ② 事業所から 10km 以下 500 円（基本料金とする）。

- ② 事業所から 10km を越える場合は基本料金に加え 1 km 増すごとに 30 円を加算した額。

(揭示)

第 8 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

- 第 9 条 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 退職者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。また、管理者は、退職者等が秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
 3. 居宅サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(利益供与の禁止)

- 第 10 条 介護保険施設又はその従事者に対して、施設に要介護被保険者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。
2. 介護保険施設又はその従事者から、施設からの退居者を紹介されることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

- 第 11 条 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど、必要な措置を講じる。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 3. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
 4. 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
 5. 提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行う。
 6. 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携)

- 第 12 条 事業所の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
2. 事業所の運営に当たっては、提供するサービスに関する利用者からの苦情に関し

て、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、市町村が実施するその他の事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 13 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 前項の事故の状況及び、事故に際してとった処置について記録する。
3. サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(サービス内容の改善・向上)

第 14 条 利用者の意向を踏まえてサービス内容を随時見直し、サービス向上のための検討を行う。また、介護サービス提供のためのマニュアルの見直しについても随時検討する。

(会計区分)

第 15 条 サービスの事業会計をその他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 16 条 従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
3. 利用者は希望すれば諸記録を閲覧できるものとする。

(事業計画の作成)

第 17 条 毎年度、経営・運営方針等を見直し、計画的な事業運営に取り組むために事業計画を作成し、閲覧できるものとする。

(法令との関係)

第 18 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人よい子の広場福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域ケア会議への参加)

第 19 条 地域支援センター等が主催する、地域ケア会議から、利用者に関する資料又は情報の求めがあった場合には、介護保険上の位置づけに基づき、協力するものとする。

(担当者に対する個別サービス計画書の提出依頼)

第 20 条 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図ることを目的とし、担当者に対し、居宅サービス計画を交付した際は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について、確認するものとする。

(契約時の説明等)

第 21 条 利用者やその家族に対して、次のことを説明する。

- (1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと。
- (2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること。

(虐待防止に関する事項)

第 22 条 1. 居宅介護支援事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとし、担当者を置く事とする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、結果を周知徹底する。
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的を実施。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
- (4) 虐待防止のための指針の整備。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置。

2. 居宅介護支援事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(身体拘束防止に関する事項)

第 23 条 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

施行年月日	R2 年 10 月 1 日			
改正年月日 (見直し)	R3. 11. 1	R4. 4. 2	R5. 4. 1	R6. 4. 1